

令和3年1月から



建設業法及び同法施行規則の規定に基づき申請又は提出する書類の押印等が不要となりました。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(国土交通省令第98号)の施行(令和3年1月1日)に伴い、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の一部が改正され、建設業許可申請等に関する手続きに際して提出が必要な書類への押印が不要となりました。

当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類の接続部への契印も廃止します。

押印が不要となる様式等については、次のとおりです。

◇建設業法施行規則(様式)等

第1号	建設業許可申請書	第6号	誓約書
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	第7号の2	常勤役員等及び直接に補佐する者の証明書
第7号の3	健康保険等の加入状況	第8号	専任技術者証明書
第9号	実務経験証明書	第10号	指導監督的実務経験証明書
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	第13号	令3条使用人の調書
第22号の2	変更届出書	第22号の3	届出書
第22号の4	廃業届	第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書
第22号の6	誓約書	第22号の7	合併認可申請書
第22号の8	分割認可申請書	第22号の9	届出書
第22号の10	相続認可申請書	第22号の11	誓約書
第22号の12	届出書	第7号、第7号の2関係	第三者証明書
第9号、第10号関係	第三者証明書	その他	許可証明願
その他	委任状	その他(別紙4)	許可申請の取下げ願
その他(別紙8)	決算変更届表紙	その他(別紙11, 16)	認可申請の取下願
その他(別紙14)	認可の取下げ願		



※行政書士が代理で作成した書類については、行政書士法施行規則第9条第2項の規定に基づき、今後も行政書士の記名・押印(職印)が必要となります。

建設業の許可等に係る書類が簡素化されます！

 (令和2年4月1日～) 

○ 経由事務の廃止について

国土交通大臣許可業者について、建設業許可申請(新規・更新)、決算変更届出等の各種届出、経営事項審査の各種書類は、県機関を経由することなく、**四国地方整備局へ直接郵送または持参により提出**することになります。

○ 国家資格者等・監理技術者一覧表の廃止について

許可申請時等に提出を求めている『**国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第11号の2)**』については、提出を不要とします。

○ 営業所に関する書類の簡素化について

- ・**営業所の地図**については、提出を求めないこととします。
- ・**営業所を使用する権原を確認する書類**(不動産登記簿謄本・賃貸借契約書の写し等)については、提出を求めないこととします。
*なお、営業所の写真の提出を求める際に、その営業所を使用する権原を確認するため、自己所有又は賃貸借等の別を記載いただくこととします。

○ 令第3条使用人に関する書類の簡素化について

建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性等を確認するために求めていた『**住民票、健康保険証の写し等**』及び権限を確認する『**委任状等**』は、提出を不要とします。

○ 経營業務管理責任者等に関する書類の簡素化について

経營業務管理責任者及び営業所専任技術者の常勤性等を確認するために求めていた『**住民票**』は、提出を不要とします。



令和2年10月1日から



健康保険被保険者証（写）の「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」には、必ずマスクキングをお願いします。

医療保険の被保険者証については、建設業の各種手続等において雇用関係や常勤性の確認等を目的として用いているところですが、今般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されることとなりました。

つきましては、「建設業許可申請（変更届等の各種届出を含む。）」及び「経営事項審査申請」等に当たって、「**健康保険被保険者証（写）**」等提出される際には、「**保険者番号**」、「**被保険者等記号・番号**」を復元できない程度にマスクキングのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

(例)

健康保険 本人（被保険者） 被保険者証	平成〇〇年〇月〇日交付		
記号	マスクキング	番号	マスクキング
氏名	〇〇 〇〇		
生年月日	平成 〇年 〇月 〇日		
性別	〇		
資格取得年月日	平成〇〇年 〇月 〇日		
事業所名称	株式会社 〇〇		
保険者番号	マスクキング		
保険者名称	〇〇〇〇		
保険者所在地	〇〇市〇〇町〇〇		



四国地方整備局の大臣許可業者のみなさまへ

＜四国地方整備局管内（徳島、香川、愛媛、高知県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の方が対象です。＞

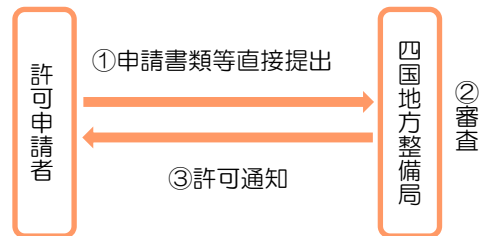


国土交通大臣許可業者の書類提出先が変わります。

令和2年4月1日から

建設業許可申請（新規・更新等）、決算変更届等の各種届出、経営事項審査の各種書類は、都道府県を経由することなく、四国地方整備局へ直接郵送または持参により提出することとなります。

令和2年4月1日から



※詳細は随時、四国地方整備局ホームページにてお知らせします。

＜郵送先＞

〒760-8554

香川県高松市サンポート 3-33

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 宛

＜持参先＞



■ 問い合わせ先

四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課 建設業係

☎ 087-851-8061（代）